

引揚者證券取扱方針に関する件

一 九月六日附連令軍總司令部覺書「中華民國から到着した有價證券類の解除しにより命ぜられた引揚證券の処理は厚生、外務、大藏、逓信の四省協力して迅速に之を行ふこと。」

二 引揚援護院及び外務省管理局の管理下での證券處理の實務を取扱はしめる機関（引揚者證券整理事務所と稱する）を設けること。

この機関の組織の細目は厚生、外務両省協議の上別に之を定めること。  
尚この證券處理に當つては廣く協力機関の活用を努めらるること。

三 證券の處理は概ね次の要領により之を實施すること。

- 一 總司令部から引渡しを受けた有價證券在甲の梱包で未開梱のものは事務所にて保管の責に任ずること。
- 二 梱包を開梱し内容を檢索する作業は大藏省監督の下に事務所をして之を行はしめること。
- 三 所有者に引渡し得ないものと判定されたものは直ちに大藏省の保管に移すこと。
- 四 所有者に引渡し得るものと判定されたものは事務所にて保管し速に本人宛に之を發送すること。
- 五 所有者の行先不明等の理由で引渡すこと不可能なもの處分は他の證券類の處理が完了した際に關係者の間で之を協議して決定すること。



- 四 この證券處理に要する費用は國庫に於て之を負擔すること  
とし引揚反對策諸費中から之を支辨すること。但し遞信  
省關係の證券類の送達は遞信事務とし之を處理すること。
- 五 この問題に關する步外交渉事務及び總司令部に對する  
報告は外務省に於て之を擔當すること。
- 六 この諒解事項による處理方法は同様の性質と有する  
證券の處理についても之を適用するものとする。
- 又、この諒解事項の條項によつて處理困難な問題の生  
じた場合はその都度關係省の間で協議してそ  
の處理方法を決定すること。